

ハスクバーナ・グループ 材料コンプライアンスのベストプラク ティス

バージョン 4.0

2024 年 4 月に承認

企業は規制要件や、より安全な「環境に優しい」製品を販売しなければならないという消費者およびメディアの圧力によって影響を受けます。ハスクバーナでは販売する製品の化学成分と、それらの成分の毒性を理解する必要があります。そのため、ハスクバーナは製品を構成する各部品の化学成分を把握するデューディリジェンスを実施する必要があります。

製品やコンポーネントには長期間にわたって変わらないものもありますが、規制は変化します。たとえば、REACH 候補物質リストは年 2 回見直されて改訂されます。規制の進展と範囲の拡大に伴い、企業は絶えずコンプライアンスデータに新しい物質の情報を追加する必要があります。このため、サプライチェーンの下流の各サプライヤーと連絡を取り合い、新しい材料の開示¹と化学検査レポートの証拠の提出を依頼する必要があります。サプライヤーによっては、そのような依頼を毎年多数受け取ることになります。

サプライヤーから供給される部品の完全な物質一覧を保有することで、新しい物質が規制に追加されるたびにサプライチェーンに問い合わせる必要がなくなります。そのため、メーカーとサプライヤー双方のリソース時間と労力が削減されます。

この情報を収集するハスクバーナの推奨手段は、IPC 1752A (クラス D) 規格に準拠した完全材料宣誓書 (FMD) を使用することです。詳しくは [IPC 1752A-D ガイド](#) を参照してください。

場合によっては、サプライヤーが FMD を提供できなかつたり、部品に含まれている物質に関する証拠を提供できなかつたり、規制に「制限」または「禁止」と記載されている特定の物質が部品に存在する危険性があると判明した場合、サプライヤーは、ハスクバーナに供給している部品にそれらの制限または禁止物質が存在しないことを示す化学検査報告書を提供するよう協力を要請される場合があります。

ISO 17025 に準拠した認定検査所では、これらの制限または禁止物質が検査対象部品に存在するか検出されないかを判断するために、一般に認められた検査方法を実施します。多数のコンポーネントを含むアセンブリである部品をハスクバーナに提供している場合は、ラボに対して 4 ~ 5 の類似コンポーネントをグループ化して (例えば、軟質ゴムやプラスチック製部品をグループ化できる)、簡易検査でグループから物質が検出されるか確認するよう依頼できます。グループから物質が検出されない場合は、個別の部品から物質が検出されない可能性が高くなります。そのため、検査費用が削減されます。ただし、グループ内から禁止または制限物質が検出された場合は、個別の部品に関する 2 回目の検査で、検出された物質が具体的にどの部品に含まれているか、最大許容量を超えているかどうかを確認する必要があります。確認されたら、ハスクバーナと協力して、その物質を除外するための計画を立てます。

以下にいくつかの認定検査所のリストを示しますが、この他にも多くの検査所があります。

- UL
- SGS
- Intertek
- TÜV

¹ Desrosiers, Matthew. 「Why Full Material Disclosures Are the Best Way to Collect Data. (材質の全面開示がデータを収集する最善の方法である理由)」 Assent Compliance BLOG, n.p., March 30, 2016

<http://corporate.husqvarna.com/purchase/en/restricted-material-list-rml>

供給製品／OEM に関する特定の情報

供給製品か最終製品でも、最終製品に含まれるシステムでも、サプライヤーはすべての法的義務を履行するために十分な情報をハスクバーナに提供する必要があります。以下の付録 I は、ハスクバーナグループが提供する必要がある文書のレベルの例です。この例は、EN IEC 63000:2018 に従って作成されています。サプライヤーは、RML 禁止物質または制限物質および RML 報告の義務がある物質について、この規格に従って分析された部品表を提供するものとします。詳細な要件は、ハスクバーナグループの RML を参照してください。

例の表の説明：

- 部品表：技術ファイルは製品の関係を示すこの形式であることが想定されます。これは、ECHA 廃棄データベース（SCIP）への追加報告義務のための重要な情報です。
- 製品とサプライヤーの ID：製品番号、製品の説明、製品のサプライヤーで製品を識別する必要があります。
- TARIC 番号または材料カテゴリ。
- コンプライアンスステータス：
 - 各製品がハスクバーナ RML 禁止物質または制限物質を満たしていることを報告書で明示する必要があります。
 - 報告書には、ハスクバーナの RML 報告の義務がある物質についての情報を含める必要があります。この情報は、ハスクバーナ・グループの製品に使用される SVHC 物質について顧客に告知すると共に、ECHA の高懸念物質（SCIP）データベースに情報を提供するために用いられます。製品に 0.1%（w/w）以上の SVHC が含まれている場合は、その物質の名前と CAS 番号が必要です。また、REACH SVHC リストの年／バージョンが必要です。
 - EU RoHS の準拠または適用除外の準拠に関する情報が必要です。サプライヤーが除外を使用する場合は報告の義務があります。
- サブサプライヤーのリスクアセスメント：コンプライアンス違反のリスクを低減するために、リスクに基づいてサブサプライヤーを評価しなければなりません。リスクに関する結論と、そのリスクを低減するための措置が必要です。
- 化学分析または検査：製品を提供するサブサプライヤーのコンプライアンス違反のリスクにサプライヤーが対処した場合、化学分析を実行してその製品の内容を検証する必要があります。これにより、ISO 17025 認定検査機関による検査が必要となる場合があります。

